

**長野県建築住宅センターから
性能評価業務等の手数料改定のお知らせ**

平素は、一般財団法人長野県建築住宅センターをご利用いただき感謝申し上げます。

弊センターでは、性能評価業務等技術基準の改正に伴い、令和4年10月1日から住宅性能評価業務等の手数料を改定いたします。

改定する住宅性能評価等業務は以下のとおりです。

なお、改定の手数料は、令和4年10月3日申請受付分から適用しますので、ご理解をお願い申し上げます。

1. 適合証明(フラット 35)

別表 2

(単位：円、消費税込み)

区 分			手 数 料	
			旧	新
一戸建て住宅	新築の場合	適合証明を単独で申請する場合	66,000	69,300
		1 確認審査と同時申請の場合	33,000	35,200
		2 住宅性能評価と同時申請の場合		
	3 長期優良住宅 ^{※1}			
既存の場合		57,200	57,200	
重ね建て住宅 共同住宅 賃貸住宅	新築の場合	適合証明を単独で申請する場合	66,000+対象戸数×6,600 最高 220,000	69,300+対象戸数×7,700 最高 220,000
		1 確認審査と同時申請の場合	33,000+対象戸数×3,300 最高 220,000	35,200+対象戸数×4,400 最高 220,000
		2 住宅性能評価と同時申請の場合		
		3 設計登録住宅		
	4 長期優良住宅 ^{※1}			
既存の場合		57,200+対象戸数×5,720 最高 220,000	57,200+対象戸数×5,720 最高 220,000	
変更に係る適合審査 ^{※2}			16,500	17,600

2. 住宅性能評価業務

別表3 (評価料金)

- 1 住宅の品質確保に関する法律施行規則（平成12年建設省令20号。以下「省令」という。）
第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

(単位：円、消費税込み)

区分	床面積	評価料金の額			
		旧		新	
		設計評価	建設評価	設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	44,000	93,500	47,300	96,800
	200㎡以上	55,000	110,000	59,400	114,400
共同住宅等	200㎡未満	88,000	132,000	96,800	140,800
	200㎡以上 500㎡未満	110,000	154,000	121,000	165,000
	500㎡以上 1,000㎡未満	198,000	264,000	215,600	281,600
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	220,000	297,000	242,000	319,000
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	253,000	341,000	279,400	369,600
	10,000㎡以上	275,000	374,000	303,600	404,800

別表4 (評価変更料金)

- 1 省令第3条第2項の性能表示事項のうち必須評価事項のみについて評価する場合

(単位：円、消費税込み)

区分	床面積	評価料金の額			
		旧		新	
		設計評価	建設評価	設計評価	建設評価
一戸建て住宅	200㎡未満	22,000	47,300	24,200	48,400
	200㎡以上 500㎡未満	27,500	55,000	29,700	57,200
共同住宅等	200㎡未満	44,000	66,000	48,400	70,400
	200㎡以上 500㎡未満	55,000	77,000	60,500	82,500
	500㎡以上 1,000㎡未満	99,000	132,000	107,800	140,800
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	110,000	148,500	121,000	159,500
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	126,500	170,500	139,700	184,800
	10,000㎡以上	137,500	187,000	151,800	202,400

3. 長期使用構造等確認料金

別表 11 (長期使用構造等確認料金)

新築住宅確認料金

(単位：円、消費税込み)

審査区分	単位	旧		新	
		確認料金	変更確認料金	確認料金	変更確認料金
一戸建て住宅(併用住宅含む)	一戸	33,000	16,500	36,300	18,700

住宅性能評価申請と併せて行う長期使用構造等確認申請の評価料金の加算額

(単位：円、消費税込み)

審査区分	単位	旧		新	
		確認料金	変更確認料金	確認料金	変更確認料金
第9条第1項に該当する 一戸建て住宅(併用住宅含む)	一戸	5,500	5,500	6,600	6,600

長期使用構造等に係る軽微変更該当証明料金

(単位：円、消費税込み)

審査区分	単位	旧	新
		証明料金	証明料金
一戸建て住宅 (併用住宅含む)	一戸	5,500	6,600